28　前二項の場合において、これらの規定による申告書（以下この条において「教育資金管理契約に関する異動申告書」という。）がこれらの規定に規定する取扱金融機関の営業所等に受理されたときは、当該教育資金管理契約に関する異動申告書は、その受理された日にこれらの規定に規定する税務署長に提出されたものとみなす。

29　第二十七項の規定による教育資金管理契約に関する異動申告書の提出があつた後においては、当該教育資金管理契約に関する異動申告書を提出した受贈者に係る法第七十条の二の二第六項の規定の適用については、当該教育資金管理契約に関する異動申告書に係る移管先の営業所等は、同項に規定する取扱金融機関の営業所等とみなす。

30　事業の譲渡若しくは合併若しくは分割又は取扱金融機関の営業所等の新設若しくは廃止若しくは業務を行う区域の変更により、教育資金非課税申告書を提出した受贈者に係る教育資金管理契約に関する事務の全部がその事業の譲渡を受けた受託者、銀行等若しくは金融商品取引業者（以下この項において「金融機関」という。）、その合併により設立した金融機関若しくはその合併後存続する金融機関若しくはその分割により資産及び負債の移転を受けた金融機関の営業所、事務所その他これらに準ずるもの又は同一の金融機関の他の営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下この項及び次項において「移管先の営業所等」という。）に移管された場合には、当該移管先の営業所等の長は、遅滞なく、その旨その他財務省令で定める事項を記載した書類を当該移管先の営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

31　前項の規定による書類の提出があつた後においては、同項の教育資金非課税申告書を提出した受贈者に係る法第七十条の二の二第六項の規定の適用については、当該書類の提出に係る移管先の営業所等は、同項に規定する取扱金融機関の営業所等とみなす。

32　取扱金融機関の営業所等の長は、受贈者の提出する教育資金非課税申告書、追加教育資金非課税申告書、教育資金非課税取消申告書、教育資金非課税廃止申告書又は教育資金管理契約に関する異動申告書を受理した場合には、遅滞なく、これらの申告書を当該取扱金融機関の営業所等の所在地の所轄税務署長に送付しなければならない。

33　前項の場合において、同項の申告書の送付を受けた税務署長が受贈者の納税地の所轄税務署長でないときは、その送付を受けた税務署長は、遅滞なく、当該申告書を当該所轄税務署長に送付しなければならない。

34　取扱金融機関の営業所等の長は、受贈者から提出された教育資金非課税申告書に係る教育資金管理契約に基づいて、信託された財産及び当該財産に係る信託受益権、預入された預金若しくは貯金又は保管している有価証券につき帳簿を備え、各人別に、その財産及び信託受益権、預金若しくは貯金の額又は保管している有価証券の価額の明細及びその異動並びに当該教育資金管理契約に係る金銭の払出しに関する事項を明らかにし、かつ、当該帳簿を財務省令で定めるところにより保存しなければならない。

35　取扱金融機関の営業所等の長は、受贈者の提出する教育資金非課税申告書、追加教育資金非課税申告書、教育資金非課税取消申告書、教育資金非課税廃止申告書又は教育資金管理契約に関する異動申告書を受理した場合には、財務省令で定めるところにより、これらの申告書の写し（これに準ずるものを含む。）を作成し、これを保存しなければならない。

36　文部科学大臣は、第七項の規定により金銭を定め、及び第八項の規定により金銭を定めたときは、これを告示する。

37　教育資金非課税申告書、追加教育資金非課税申告書、教育資金非課税取消申告書、教育資金非課税廃止申告書及び教育資金管理契約に関する異動申告書の書式は、財務省令で定める。

38　法第七十条の二の二第十三項に規定する教育資金管理契約の終了に関する調書の様式は、財務省令で定める。

39　国税通則法施行令第三十条の三の規定は、法第七十条の二の二第十八項の規定により物件を留め置く場合について準用する。

第四十条の六第四十五項第二号中「身体障害者福祉法」の下に「（昭和二十四年法律第二百八十三号）」を加え、同項に次の一号を加える。

四　前三号に掲げる事由のほか、当該受贈者が当該提出期限後に農業に従事することを不可能にさせる故障として農林水産大臣が財務大臣と協議して定めるものを有するに至つたことにつき、市町村長又は特別区の区長の認定を受けていること。

第四十条の六に次の一項を加える。

64　農林水産大臣は、第四十五項第四号の規定により故障を定めたときは、これを告示する。

第四十条の七の四第一項第三号中「同じ。）」の下に「の全て」を加え、同号イ中「（昭和四十一法律第百二十六号）」を「（昭和四十一年法律第百二十六号）」に改め、同条第十一項第一号中「法第七十条の六の四第二項第六号」を「特定森林経営計画が定められている区域内に存する山林（作業路網の整備が行われる部分に限る。）の面積が法第七十条の六の四第二項第六号」に、「死亡をした」を「死亡した」に改め、「、特定森林経営計画が定められている区域内に存する山林（作業路網の整備が行われる部分に限る。）の面積が」を削り、「延長が」の下に「次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める日において」を加え、同号に次のように加える。

イ　ロに掲げる場合以外の場合　当該当初認定起算日から起算して十年を経過する日

ロ　震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により作業路網の整備を行うことが困難な山林を含む小流域（造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる流域として財務省令で定めるものをいう。以下この項、次項及び第十四項において同じ。）が当該区域内に存する場合　次の(1)又は(2)に掲げる区域の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める日

(1)　当該特定森林経営計画が定められている区域（当該小流域に属する区域を除く。）　当該当初認定起算日から起算して十年を経過する日

(2)　当該特定森林経営計画が定められている区域　当該当初認定起算日から起算して十五年を経過する日

第四十条の七の四第十一項第二号中「認定起算日（」を「特定森林経営計画が定められている区域内に存する山林（作業路網の整備が行われる部分に限る。）の面積が認定起算日（」に改め、「、特定森林経営計画が定められている区域内に存する山林（作業路網の整備が行われる部分に限る。）の面積が」を削り、「延長が」の下に「次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める日において」を加え、同号に次のように加える。

イ　ロに掲げる場合以外の場合　当該認定起算日から起算して十年を経過する日

ロ　震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により作業路網の整備を行うことが困難な山林を含む小流域が当該区域内に存する場合　次の(1)又は(2)に掲げる区域の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める日

(1)　当該特定森林経営計画が定められている区域（当該小流域に属する区域を除く。）　当該認定起算日から起算して十年を経過する日

(2)　当該特定森林経営計画が定められている区域　当該認定起算日から起算して十五年を経過する日

第四十条の七の四第十二項第一号中「（造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる流域として財務省令で定めるものをいう。次号及び第十四項において同じ。）」を削り、同条第十三項中「又は第二号に掲げる」を「若しくは第二号に掲げる場合又は同条第四項に規定する」に、「それぞれ同項第一号の政令で定める場合又は同項第二号に掲げる」を「これらの」に、「これらの号に定める日」を「同条第三項第一号若しくは第二号に定める日又は同条第四項に規定する通知があつた日」に、「同項の規定」を「同条第三項又は第四項の規定」に、「同項第一号中」を「同条第三項第一号中」に改め、「及び」を削り、「とあるのは」を「とあり、並びに同条第四項中「農林水産大臣等から当該林業経営相続人の納税地の所轄税務署長に当該譲渡等又は路網未整備等があつた旨の通知があつた日」及び「当該通知があつた日」とあるのは」に改め、同条第十四項中「全て」を「全部」に改め、同条第十五項中「特例山林の金額」を「特例山林の価額」に改める。